

こども虐待・ ヤングケアラー 対応の手引き

こどもの笑顔を守るために私たちにできること



も く じ

こども虐待を考えるにあたって

第1章 こども虐待について

1	こども虐待の種類	2
(1)	身体的虐待	2
(2)	性的虐待	2
(3)	ネグレクト（養育の放棄・怠慢）	2
(4)	心理的虐待	2
2	こども虐待が起こる要因	3
3	こども虐待によるこどもへの影響	4
4	体罰等によらない子育てのために	5

第2章 こども虐待からこどもを守るために

1	こども虐待の予防	8
2	こども虐待の早期発見・通告の義務	9
3	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは	10
(1)	協議会の支援の対象者	10
(2)	協議会の構造	11
(3)	協議会の機能と主な効果	11
(4)	協議会での情報共有と守秘義務	11
(5)	協議会を構成する機関	12
(6)	こども虐待の早期発見と通告後の流れ	13

第3章 各関係機関の対応マニュアル

1	こども虐待を疑うサイン	16
(1)	こどもからのサイン	16
(2)	保護者からのサイン	17
(3)	親子関係からのサイン	17
2	こども・保護者への関わり方	18
(1)	こどもへの関わり方	18
(2)	保護者への関わり方	19
3	通告のための諸様式	20
(1)	虐待の重症度判断基準表	20
(2)	通告票	21
(3)	傷を見つけたら記録する〔男の子用〕からだの絵 身長・体重表	22
(4)	傷を見つけたら記録する〔女の子用〕からだの絵 身長・体重表	23
4	各関係機関での対応	24
(1)	学校・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・療育機関・放課後児童クラブ等	24
(2)	保健所（保健センター）	26
(3)	医療機関	28
(4)	民生委員・児童委員、主任児童委員	30

第4章 ヤングケアラー対応マニュアル

1	ヤングケアラーとは	34
2	ヤングケアラーであることのこどもへの影響	35
3	ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート	36
(1)	ヤングケアラーの早期発見	36
(2)	アセスメントシート活用における注意点	36
4	実際に相談を受けた・発見した場合の対応例	38
5	ヤングケアラーに接するときの注意点	40
(1)	こども本人に自覚がないこと	40
(2)	家族のケア（世話）をしていることを否定しないこと	40
(3)	個人情報保護に留意すること	40
6	ヤングケアラーとこども虐待との関係	41

資料編

(1)	大分市子ども条例	44
(2)	児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）	45
(3)	児童福祉法（抜粋）	47
(4)	母子保健法（抜粋）	50
	相談機関一覧表	51
	通告受理機関	53

こども虐待を考えるにあたって

虐待は、こどもの尊厳を傷つける行為であり、こどもに対する人権侵害です。こどもの心身の成長、人格の形成にはかりしれない傷跡を残します。ときには、かけがえのない命さえも奪ってしまいます。

一人でも多くのこどもを虐待から守るために

日ごろからこどもに関わる皆さんは、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見・早期対応に努めなければなりません。

通告は、市民の義務です。

虐待を受けたと思われるこどもを発見したら、速やかに、通告をしてください。

たとえ、通告の事実が確認できなかったとしても、通告した方の責任は問われません。

また、通告を受けた市町村や県は、通告した方を特定させるような情報を漏らしてはならないとされています。

**あなたの通告が、こどもを
虐待から守る第一歩なのです**

● ● ● 第 1 章 ● ● ●

こども虐待について

1 こども虐待の種類

こども虐待って何？

こども虐待には大きく分けて4つの種類があります。これらは単独ではなく重複して現れることもあります。

(1) 身体的虐待

暴力などによりこどもの身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をすることをいいます。

- 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、タバコの火を押し付ける、戸外に締め出す、縄などで拘束する
- 意図的にこどもを病気にさせる など



(2) 性的虐待

性的暴行やこどもにわいせつな行為をすることやさせることをいいます。

- こどもへの性的暴行や性的行為を強要したり、させたりする
- 性器や性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにこどもを強要する など

(3) ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

こどもの心身の発達を損なうほどの不適切な養育や安全への配慮がされていない行為をすることや、保護者以外の同居人による虐待を放置することをいいます。

- 適切な食事を与えない
- 下着など長期間ひどく不潔なままにする
- 重大な病気になっても病院に連れて行かない
- 家に閉じ込める（こどもの意思に反して学校などに登校させない）
- 乳幼児を車の中に放置する など

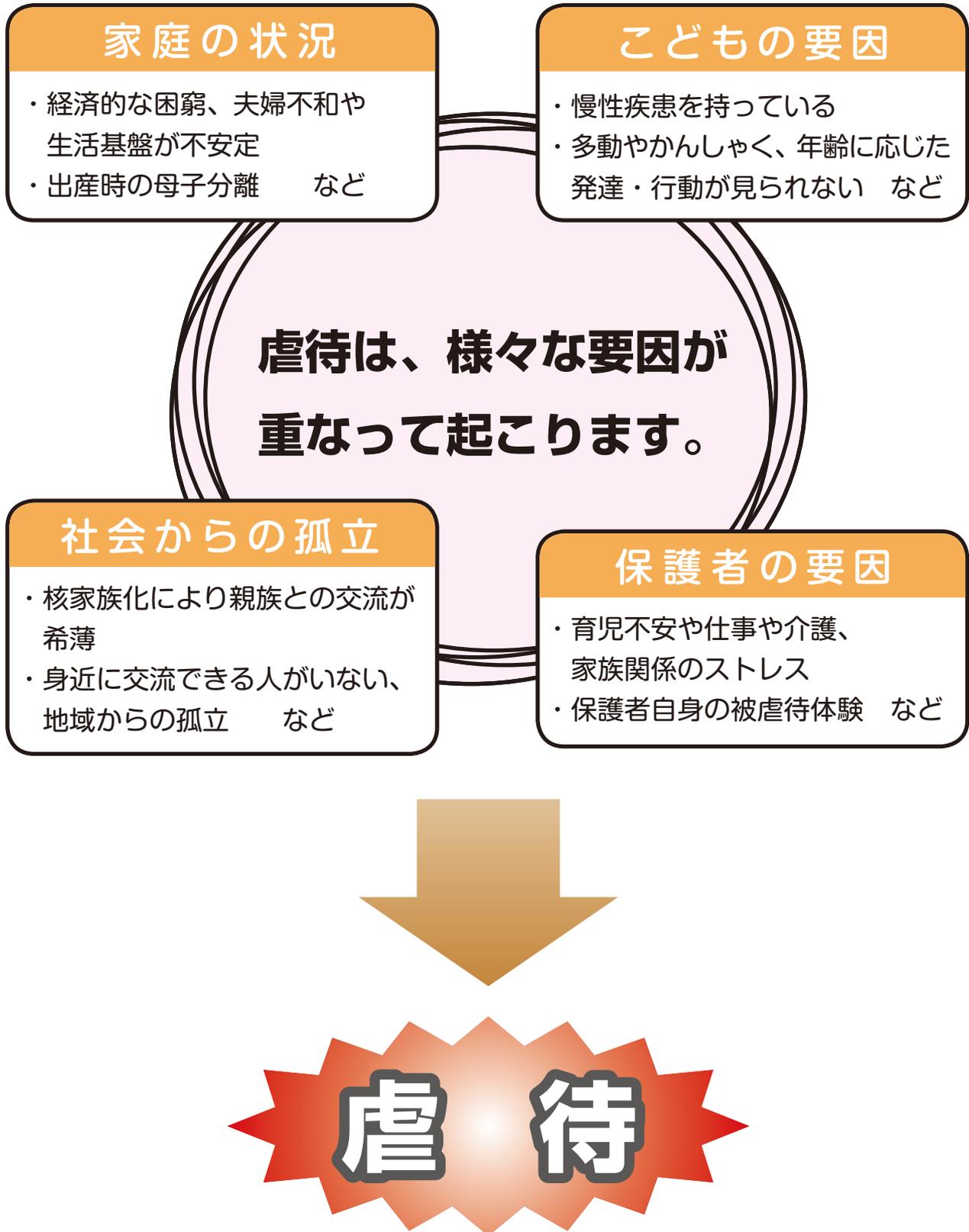
(4) 心理的虐待

こどもに著しい心理的な傷を負わせる行為をすることをいいます。

- ことばで脅かしたり、脅迫したりする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- こどもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など



2 子ども虐待が起こる要因



3 こども虐待によるこどもへの影響

虐待の辛さはその場だけにとどまらず、その子の将来にも長く影響を与え、回復にも多くの時間を必要とします。

からだへの影響

- ・ 身体的虐待により、やけどやケガをする
- ・ ネグレクトにより、食事などが与えられないと発育不良となる
- ・ 心理的虐待により、親から愛情をかけられずに育つと発育や発達に遅れがみられることもある など

行動への影響

- ・ 初対面の人にベタベタと甘えたり、逆に怒らせたりする行動など対人関係がうまく築けず、不適応を起こしやすい
- ・ 感情のコントロールが難しく、攻撃的な言動をしやすい
- ・ 家に帰りたくないために家出を繰り返し、非行につながることもある など

こころへの影響

- ・ ^{*}フラッシュバックや記憶の欠落などにより情緒不安定になる
- ・ 「どうせ自分は愛される価値のない子」など自尊心が傷つけられる
- ・ 自分に自信が持てなかったり、他人を信頼できなかったりすることにより、ひどい場合には精神的な病気に至ることもある など

*フラッシュバックとは・・・衝撃的な肉体的・精神的ショックを受けた場合に、後になってその記憶が無意識に、突然かつ鮮明に思い出されること。

体罰等がこどもに与える悪影響

体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが科学的にも明らかであると報告されています。

例えば、親から体罰を受けていたこどもは、全く受けていなかったこどもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります^(注1)。

手の平で身体を叩く等の体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つける等の反社会的な行動、

4 体罰等によらない子育てのために

しつけと称した体罰の禁止

令和2年4月より、保護者が「言うことを聞かないから叩いた」「いたずらしたので長時間正座させた」「宿題をしなかったので食事を与えなかった」などのしつけと称した体罰をすることは法律で禁止されました。

体罰等によらない子育てを応援し、広げていきましょう。

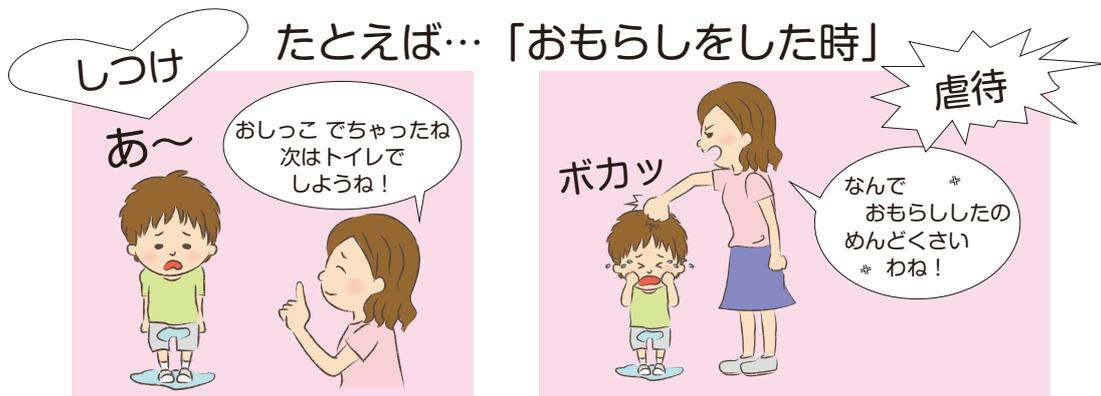
しつけと子ども虐待の違い

しつけとは子どもが自立して生きていくために必要なことを、保護者が繰り返し教えることであり、子ども中心に考えて行う行為といえます。

それに対し、虐待とは保護者自身の欲求を満たすために、力で子どもを従わせようとする、保護者が中心となった行為です。

たとえ保護者が「愛情を持ったしつけ」であると正当化しようとしても、現実に子どもの心や体が傷つく行為をすれば、それはまさしく「虐待」といえます。

保護者の立場からではなく、子どもの立場から「虐待」といえるかどうかを判断しなければなりません。



攻撃性の強さ等との関連が示されており、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も見られます^(注2)。

はじめは軽く叩く程度でも、暴力がエスカレートしていき、気付いたときには虐待に発展することも考えられます。虐待事例において、加害者が「しつけのためだった」と言う事例も多く存在します。

注1) 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

注2) ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

● ● ● 第 2 章 ● ● ●

こども虐待から
こどもを守るために

1 こども虐待の予防

虐待は一旦進行すると、その対応は困難を極めるため、虐待に至る前の段階で発見し、適切に支援していくことが重要です。

虐待からこどもを守るため、大分市では「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置し、虐待の発生予防（一次予防）から早期発見・早期対応（二次予防）、保護・支援・アフターケア（三次予防）までを行っています。



こども虐待の予防対策

	一次予防	二次予防	三次予防
対策のねらい	発生予防	早期発見・早期対応 (虐待への移行の未然防止)	保護・支援・ アフターケア(再発防止)
主な対象家庭	すべての子育て家庭 (妊娠→出産→子育て)	○強い育児不安感を抱いている家庭 ○虐待に発展する危険のある家庭	虐待問題が既に発生している家庭
対応	○子育て支援（孤立化防止策）の充実 ○虐待ハイリスク家庭の把握及びリスクの低減化 ○ネットワークの機関との連携による支援 ○市民への啓発の実施	○早期発見、通告、対応システムの確立（この手引きの活用など） ○ネットワークの機関との連携による支援	ネットワークの機関との連携（情報の共有、役割を分担して継続的な支援）

2 子ども虐待の早期発見・通告の義務

日頃から虐待の予防に努める中で虐待の疑いがあると感じたときは、速やかに相談・通告をしてください。通告受理機関と連携して支援を行うことが、子どもを守ることにつながります。

◎虐待の早期発見に努める義務

(児童虐待防止法第5条)

子どもの福祉に関わる機関やその構成員は、虐待の早期発見に努めなければなりません。

◎通告の義務

(児童虐待防止法第6条第1項)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は、市町村、都道府県が設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければなりません。



虐待かなと思ったら、大分市子ども家庭支援センター^(※)へ相談・通告してください。

(※) 大分市子ども家庭支援センターは児童福祉法第10条の2と母子保健法第22条に定められた子ども家庭センターです(大分市保健(福祉)センターを含む)。
子ども家庭センターとは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。

※守秘義務 (児童虐待防止法第6条第3項、第7条)

- 通告をすることは、守秘義務に関する法律の規定に違反しません。
- 通告を受けた機関は、通告者が特定されるような情報を漏らしてはなりません。
- 通告を受けた機関が調査した結果、虐待の事実が確認できなかったとしても通告者の責任が問われることはありません。

この手引きでは、「児童虐待の防止等に関する法律」を「児童虐待防止法」と表記します。

3 要保護児童対策地域協議会 （子どもを守る地域ネットワーク）とは

要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）とは、「支援対象児童等」への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う機関です。児童福祉法において、法的に位置づけられており、各市町村に設置されています。

大分市では平成18年に協議会を設置し、関係機関との連携を密にし、こどもに関する情報や考え方等を共有しています。

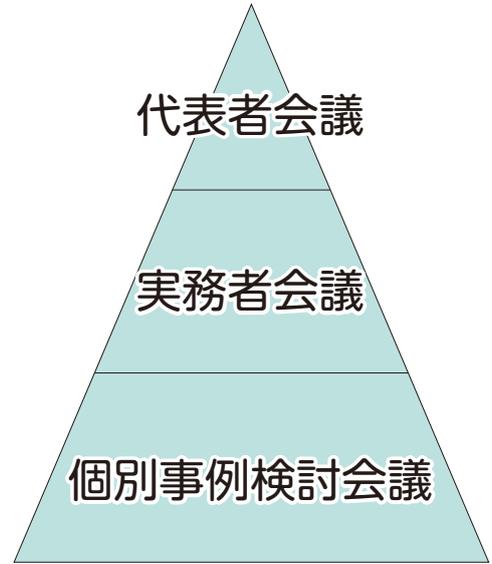
(1) 協議会の支援の対象者

支援対象児童等	具体的な対象者
「要保護児童」 及び その保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●被虐待児童・非行児童など <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が虐待している児童 ・不良行為（犯罪行為）をなし、またはなす恐れのある児童 ●孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童など
「要支援児童」 及び その保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス等の支援によって対応できる児童と保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・出産後、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える保護者及びその児童 ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者及びその児童 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の保護者及びその児童
「特定妊婦」	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から継続的な支援を必要とする妊婦 <ul style="list-style-type: none"> ・若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や予期しない妊娠、経済的問題や心身に不調をかかえる妊婦等

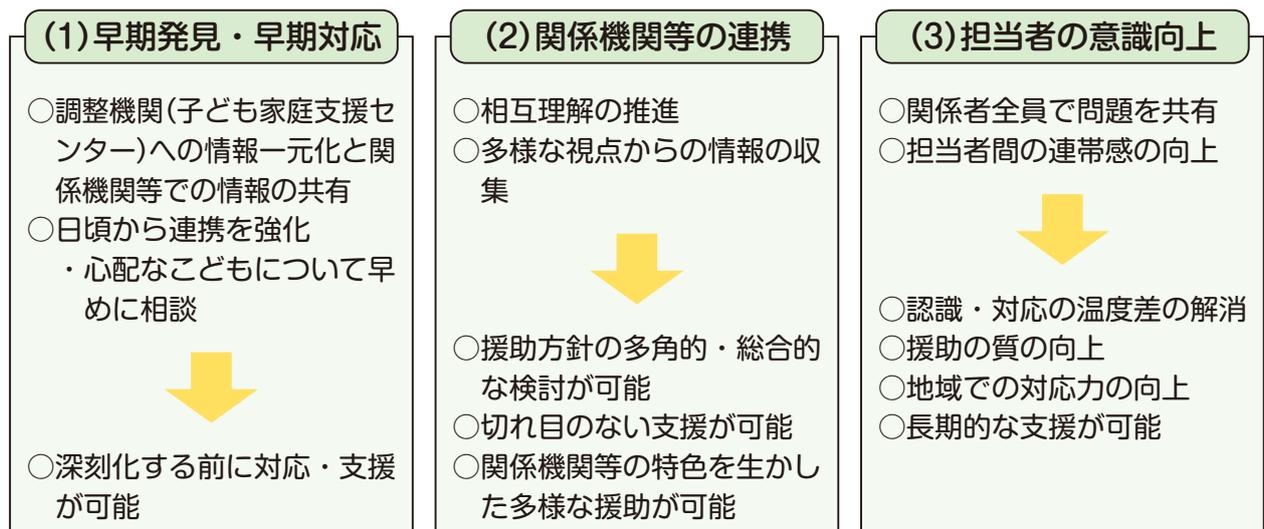


(2) 協議会の構造

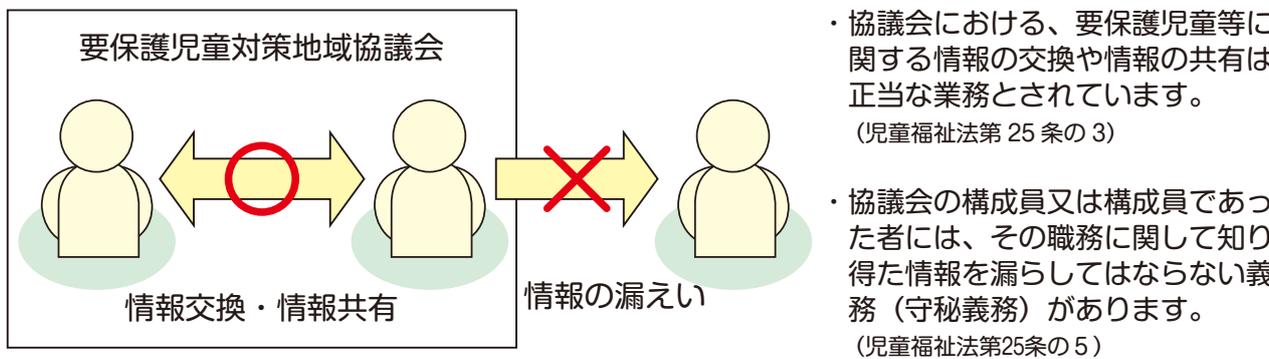
協議会は3層構造で構成され、構成員の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」や個別の事例について担当者レベルで適時検討する「個別事例検討会議」があります。



(3) 協議会の機能と主な効果



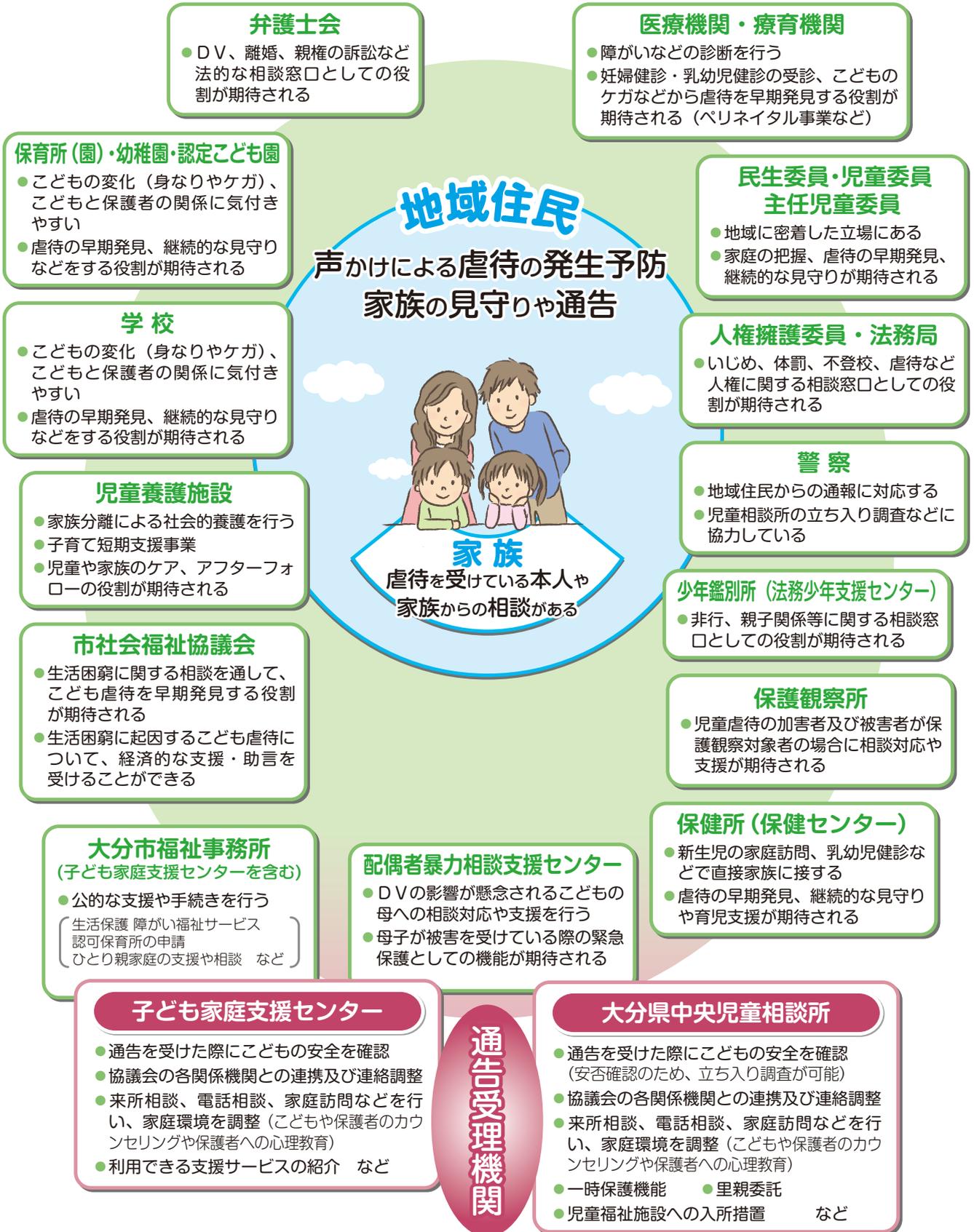
(4) 協議会での情報共有と守秘義務



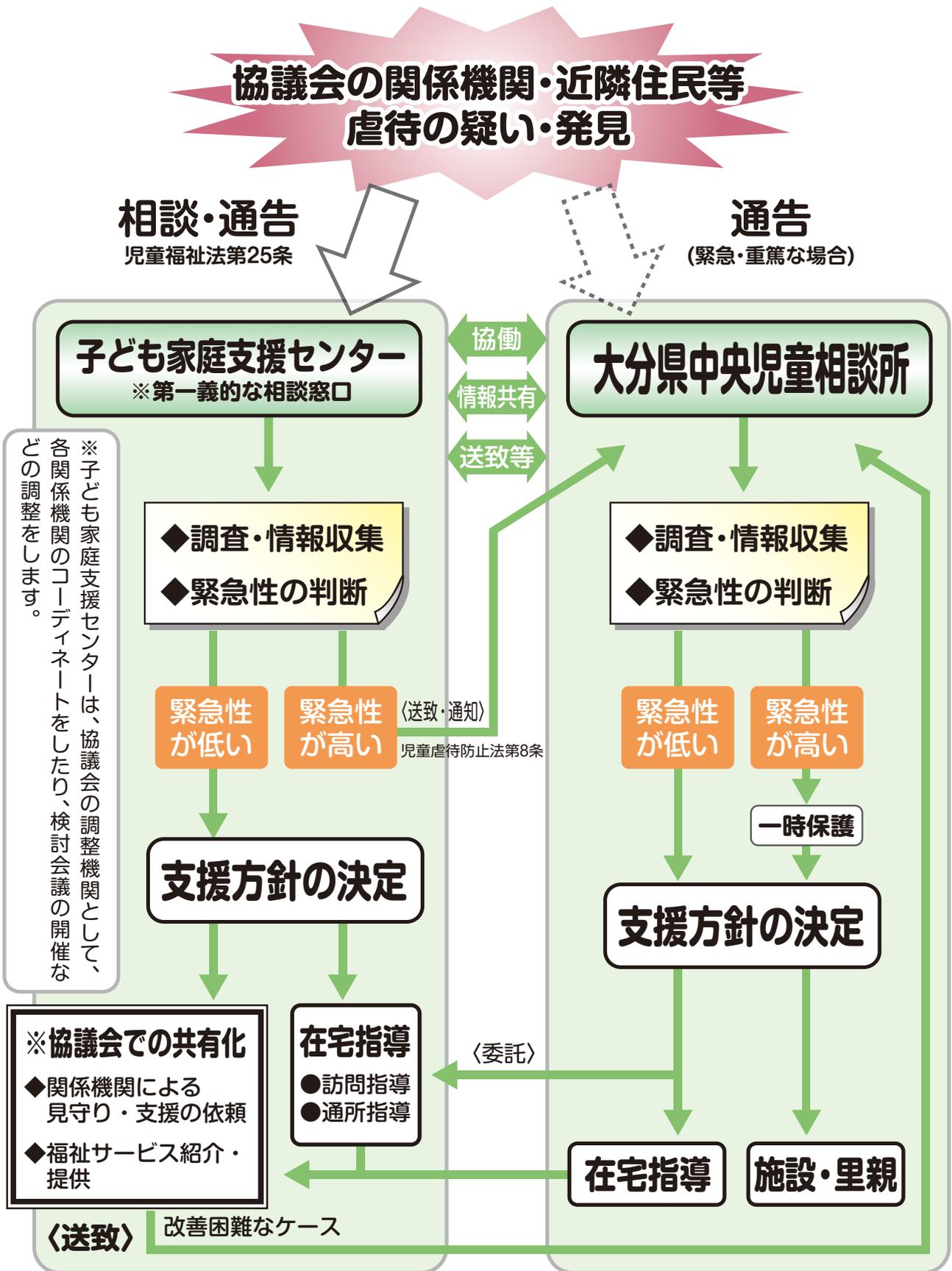
(5) 協議会を構成する機関

要保護児童対策地域協議会

（子どもを守る地域ネットワーク）



(6) こども虐待の早期発見と通告後の流れ



● ● ● 第 3 章 ● ● ●

各関係機関の
対応マニュアル

1 こども虐待を疑うサイン

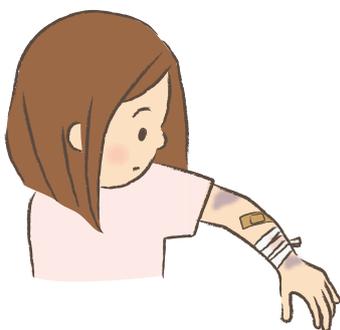
次のようなサインが見られるからといって、すべて虐待によるものと決めつけることはできませんが、外側から見える不自然さは、こどもや保護者からの何らかの「たすけて」のサインだと思い、さらにこどもやその家庭を注意深く観察して、虐待の疑いを感じたらためらわず通告をしてください。

(1) こどもからのサイン

衣服がいつも汚れている



頻繁にケガ、やけどをしている



食事をガツガツと食べる



ベタベタと大人に甘える



理由のはっきりしない遅刻、早退や欠席をする



大人の顔をうかがう



○その他のサイン

- ・身体が不衛生である
- ・身体接触を異常に嫌がる
- ・びくびくとおびえる
- ・授業を受けなかったり、授業中ボーっとしている

- ・家に帰りたがらなかったり、家出を繰り返す
- ・非行〔盗み等〕を繰り返す
- ・成績が急激に低下する
- ・乱暴で落ち着きがない
- ・友達を執拗にいじめる
- ・動物や昆虫を残酷に扱う など

(2) 保護者からのサイン

保護者が学校、幼稚園などの行事に出席しない



こどものケガややけどの理由についての説明内容がコロコロと変わる



保育士や教師との会話を避ける



こどもの行動に無関心・冷淡である



○その他のサイン

- ・ 健診や予防接種などを受けさせていない
- ・ 学校、幼稚園などを欠席しても連絡がない
- ・ 経済的に困窮している
- ・ 偏った育児の知識にこだわる
- ・ 保護者がひどく疲れている
- ・ 夫婦仲が悪く、こどもの前で平気で一方の親の悪口を言う など

(3) 親子関係からのサイン

保護者のペースで行動し、こどものペースを考えない



こどもへの接し方が乱暴である



保護者が学校、幼稚園などに迎えに来てもこどもが帰りたがらない



こどもを他の子と比べてばかりいる



どうして
うちの子は出来が
悪いのかしら・・・

○その他のサイン

- ・ こどもに話しかけない
- ・ 思い通りにならないとすぐに感情的になる、体罰を加える
- ・ こどもが保護者の顔色をうかがう
- ・ こどもに「かわいくない」「いらぬ」と拒絶的なことを言う など

2 こども・保護者への関わり方

虐待の疑いがあるとき、こどもやその保護者からの聴き取りが必要になります。どのような心構えで対応すればよいのでしょうか。

(1) こどもへの関わり方

こどもの気持ちを配慮し、心の支えになれるように関わるのが大切です。



こどもの話の聴き方

- ・ こどもにとって安心して話せる大人が聴く
- ・ 静かな落ち着いた場所を選ぶ
- ・ さりげなく、気持ちを汲み取りながら丁寧に聴く
- ・ 信頼関係を作るように心がける・・・『あなたは悪くないよ』と伝える

** 話を聴くための留意点 **

- ・ 保護者の批判をしないようにする
- ・ 表面的な言動や態度を見て叱らない
- ・ 虐待の事実を認めず、自分が悪いと保護者をかばうこどももいるので、慎重に話を聴く
- ・ 保護者が傍にいる場合、保護者の気持ちにも配慮してさりげなく情報を得る
- ・ 観察をする（からだの傷、衣服の汚れ、食物への異常な執着など）

(2) 保護者への関わり方

虐待をする保護者に対して否定的なイメージや批判的な気持ちを持つこともあるかもしれませんが、保護者の気持ちを配慮し、問題解決のために信頼関係を作ることが大切です。



保護者の話の聴き方

- ・ 保護者を支援する立場をとる
- ・ 受容的、共感的な態度で聴く
- ・ 悩みを打ち明けられるような言葉で聴く
 - * 話しかけ例 「子育てのことで困っていませんか？」
 - 「不安になるのですね」「それは大変ですね」
 - 「困っていることは何でも相談してくださいね」

** 話を聴くための留意点 **

- ・ 非難や一方的な指導の態度は対立することになり、結果的に適切な支援につながらない
- ・ 保育所（園）、幼稚園、学校への反発を招かないよう、冷静な判断をする
- ・ 支援への一貫した姿勢を持つことが大切。一貫した態度で関わり続けることによって悪化した関係が修復されるときもある
- ・ 保護者自身が人に支えられ、孤立せずに生活ができるような支援をする

保護者の言動や態度を見て大丈夫だろうと思い込まず、虐待の事実について的確に判断することを心がけましょう。『**こどもの安全を最優先に！**』

3 通告のための諸様式

(1) 虐待の重症度判断基準表

重症度	こどもの状態	状	況
最重度	・こどもに重篤な被害が生じている	<ul style="list-style-type: none"> ・致死的な外傷がある（内臓破裂、頭蓋骨骨折、重症火傷など） ・重度のネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄など） ・性的虐待（疑い）（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患など） ・親子心中、こどもの殺害を考えている 	
重 度	・こども自身が保護を求めている	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を必要とするほどの外傷がある、もしくは過去にあった（骨折、裂傷、目の外傷、熱湯や熱源による火傷の痕など） 	
	・こどもの生命に危険が「ありうる」「危惧される」	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部打撃、顔面攻撃、首絞めなど生命に危険な行為があり、繰り返される可能性が高い ・こどもの身体的成長に著しい遅れがある。 	
	・今すぐ生命の危険はないが、こどもに被害が生じている、または生じる恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児を長時間または夜間、大人の監督もなく家に置くことがある ・乳幼児の保護者が自己制御がきかないことを訴える ・こどもの保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い 	
中 度	・長期的にはこどもの心身の成長に重大な影響が生じると危惧される	<ul style="list-style-type: none"> ・痕が残るけがをさせる ・保護者に虐待の自覚、認識がない ・長期にわたり世話が不十分だったり、保護者が関わっていない 	
	・保護者自身の問題があるなどして、養育環境が不適切であり、自然の経過では改善の見込みが少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・食事に困るくらい経済的に困窮している ・家から出してもらえない ・保護者が精神的に不安定で判断力が低下している ・こどもに対する保護者の拒否感が強い ・過去に一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある ・DVがあったり夫婦関係が険悪でこどもに影響している ・特定妊婦 	
軽 度	・実際に虐待があるが、一定の制御があり、一時的なものと考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷が残るほどではない暴力を受けている ・こどもに健康問題を起こすほどではないが、養育を時に放棄している ・一時的なこどもへの威嚇、非難、無視など 	
虐待の危惧あり	・実際に虐待はないが、今後虐待につながる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを叩いてしまいそうと保護者が訴える ・こどもの世話をしたくないと保護者が訴える ・こどもがかわいく思えないと保護者が訴える 	

※この表に記入されていない他の要素と関連させて、重症度が変わることがあります。

(2) 通告票

子ども虐待の通告票（分かる範囲で記入した内容を電話で話してください）

発生年月日		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
被虐待児童	ふりがな		身長 体重
	氏名		cm kg
	生年月日	年 月 日生	歳 男・女
	住所		
	就学状況	未就学、() 保・幼・小・中・高 年 組 (担任名:)	
保護者	ふりがな		
	氏名		
	職業		
	続柄・年齢	子どもとの続柄 ()、年齢 () 歳	
	住居状況	① 独立家屋・集合住宅 () 階 ② 鉄筋・木造	
虐待の種類	(主○ 従○ : 身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的)		
虐待の内容 (ネグレクトの場合は、 どのような放置状況か) (性的虐待の場合は、 被虐待児からの聞き取り に注意すること)	誰から (性別、年代、服装など) いつから (時期・時間帯など) 頻度は (どのくらいの間隔で) どんなふう (音、声色、言葉、動作など) 子どもの様子 (傷、表情、服装、言葉など)		
子どもの状況	・現在の居場所 ・保育所などの通所の状況		
家庭の状況	・家族内の協力者 ()、家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 無・有 (兄 人、姉 人、弟 人、妹 人) ・同居家族等		
情報源	・ (実際目撃した) ・ 悲鳴や音等を聞いて推測した () ・ 関係者 () から聞いた		

*発生年月日とは、虐待が起きたと思われる年月日です。

*通告については、P24~31の各関係機関での対応を参考にしてください。

連絡先

中央子ども家庭支援センター ☎097-537-5688
 東部子ども家庭支援センター ☎097-527-2140
 西部子ども家庭支援センター ☎097-541-1440
 (時間外・休日) ☎097-534-6119

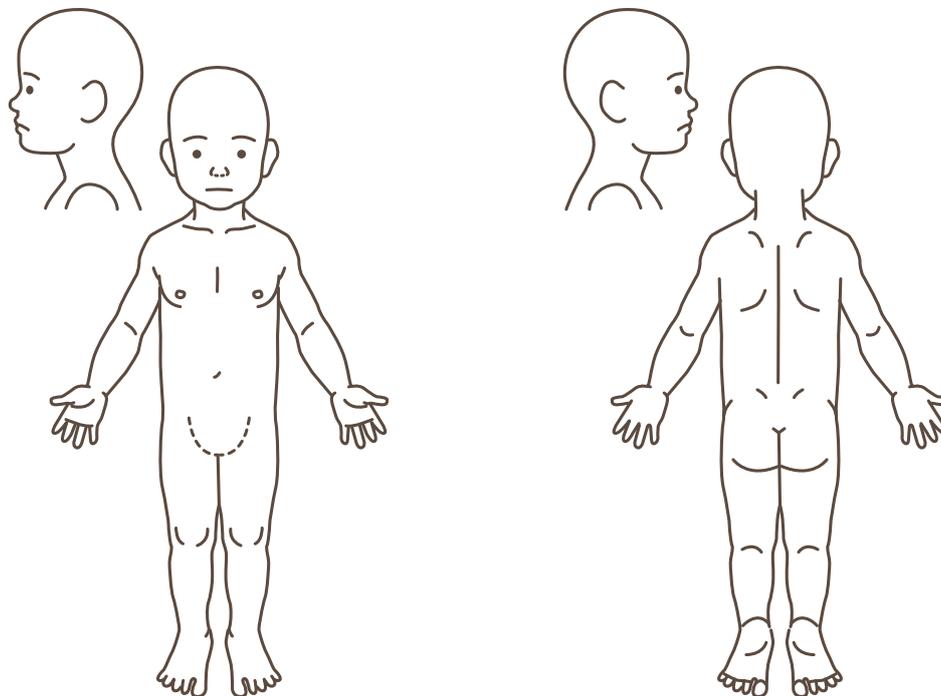
大分県中央児童相談所
 城崎分室 ☎097-579-6650
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

(3) 傷を見つけたら記録する

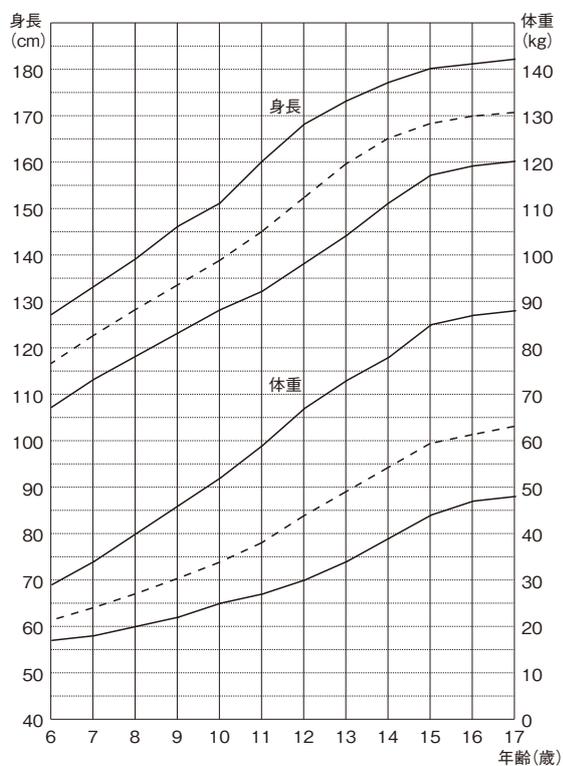
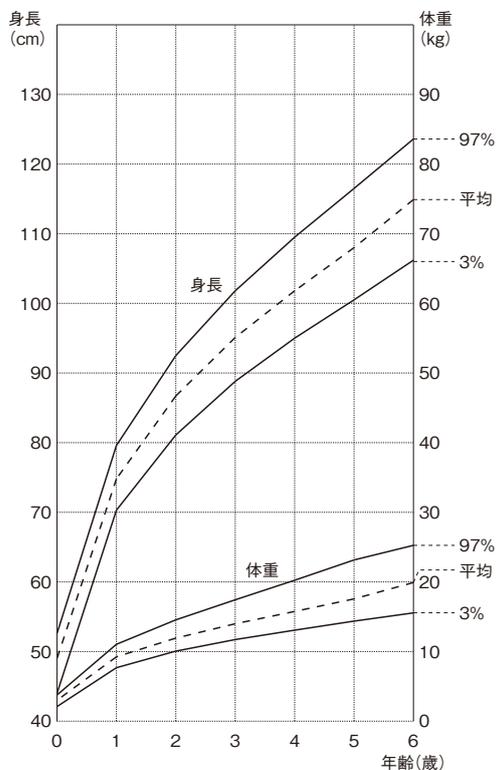
男の子用

〈からだの絵〉

【記録にあたってのポイント】傷の形や大きさ、傷を見つけた日時を記入しましょう



〈身長・体重表〉



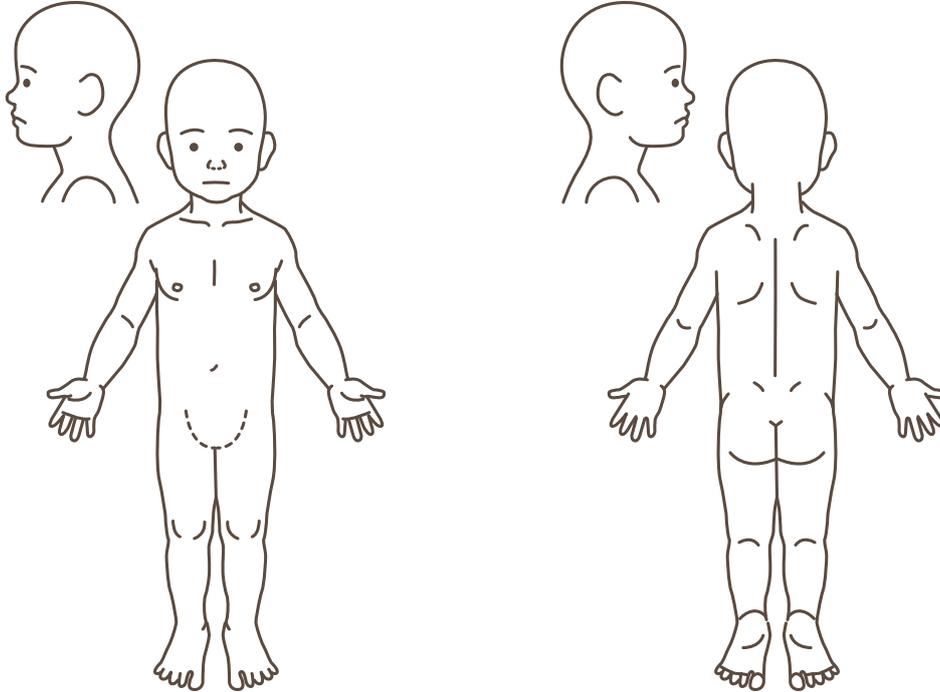
平成 22 年乳幼児身体発育調査報告書（厚生労働省）及び平成 22 年学校保健統計調査報告書の源データを基に作成

(4) 傷を見つけたら記録する

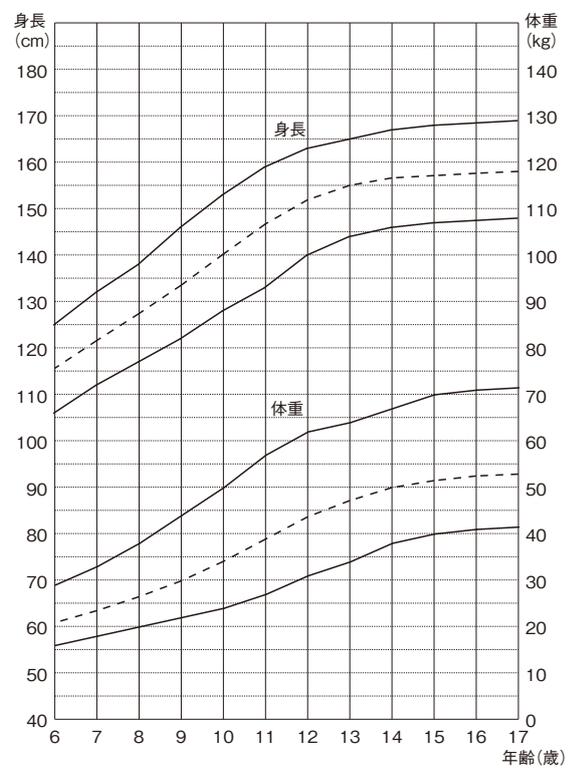
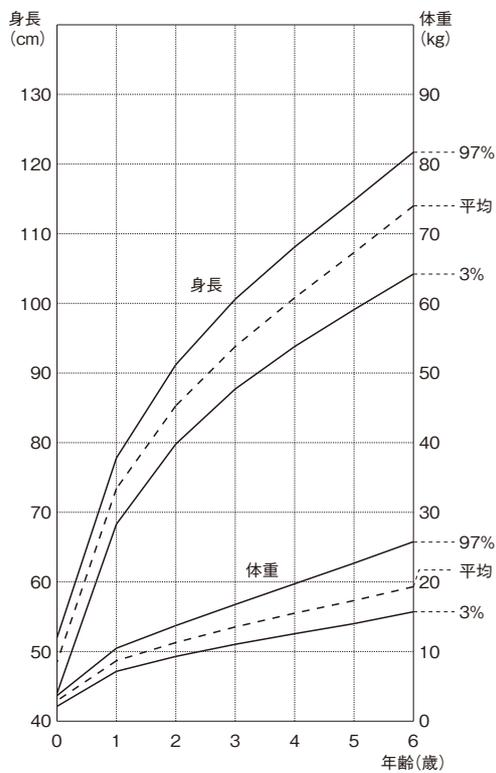
女の子用

〈からだの絵〉

【記録にあたってのポイント】傷の形や大きさ、傷を見つけた日時を記入しましょう



〈身長・体重表〉



平成 22 年乳幼児身体発育調査報告書（厚生労働省）及び平成 22 年学校保健統計調査報告書の源データを基に作成

4 各関係機関での対応

(1) 学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・療育機関・放課後児童クラブ等

① 役割

学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・療育機関・放課後児童クラブ等は、日常、通所(園)や通学でこどもと保護者に接することが多いため、虐待を発見しやすい立場にあります。こどもやその保護者の小さな変化を察知し、早期発見・早期対応に努めましょう。また、通告した後は通告機関と連携し、問題解決に向けて対応することで再発防止を心がけましょう。

② 通告にあたって

最重度 (こどもの生命の危険がありうる場合)

◆緊急通告

【通告先】

- ・警察 (110)
- ・大分県中央児童相談所 城崎分室 (097-579-6650)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル (189)
- ・子ども家庭支援センター

重度 (こどもに重篤な被害が生じている場合)

◆緊急通告

【通告先】

- ・大分県中央児童相談所
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
- ・子ども家庭支援センター

虐待かな?と思ったら……

職員間で話し合いの後に通告
P20「虐待の重症度判断基準表」を
参考にしてください

どこに通告していいかわからない、
どうしていいかわからないときは、
各子ども家庭支援センターに連絡し
てください。

中度・軽度・虐待の危惧あり

◆状況把握のうえ通告

【通告先】

- ・子ども家庭支援センター
中央 (097-537-5688) 月～金 (8:30～18:00)
東部 (097-527-2140) 月～金 (8:30～17:15)
西部 (097-541-1440) 月～金 (8:30～17:15)
《時間外・休日の場合は (097-534-6119) へ》

通告受理機関が聞く内容

- ・P21の通告票の内容
- ・こども、保護者に聴いた様子
(関わり方は P18, 19参照)
- ・傷などの場所や症状 (P22, 23参照)
- ・身長、体重の変化 (P22, 23) など

(留意点)

- こどもに重篤な被害が生じていることを発見した場合は、当日の午前中など早い時間に通告機関へ連絡を入れる。
- 傷やあざなどの写真撮影が可能な場合は、写真に残す。

チェックシート

学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・療育機関・放課後児童クラブ等用

【こどもの状況】

- 不自然な傷や叩かれたようなあざ、やけどの痕等がある
- 身長・体重の増加が、年齢相応ではない
- ひどいオムツかぶれ、皮膚のただれや汚れがあり、不衛生な服装をしている
- 身の丈や季節に合わない服を着ている
- いつも同じ服を着ている
- 表情や反応が乏しく、笑顔が少ない
- 虫歯が多く、治療されていない
- 年齢相応の基本的生活習慣が身に付いていない
- 給食をガツガツと食べ、おかわりを繰り返す。又は、食欲がなく食べることに無気力である
- 保護者が迎えにきても帰りがたがらない
- 保護者の顔をうかがい、びくびくしながら行動する。保護者に甘える様子が見られない
- 過度に周りの大人に甘えてくる
- 友達、大人、保護者のそれぞれの人に対する態度が全く違う
- 連絡もなく登所(園)・登校してこない
- 学校を休んで家族の介護や世話をしている
- 年齢不相応な性的関心を示したり、又はそのような言動がある

【小学生以上の場合、上記に加えて以下の項目も参考に】

- 単独・共同で盗みなどの非行を繰り返す
- 友達を執拗にいじめたり、動物・昆虫などを残虐に扱ったりする
- 家に帰りがたがなかったり、家出を繰り返したりする
- 理由のはっきりしない遅刻、早退、欠席が見られる
- 異性に対する極端な拒否感がある
- 授業を受けなかったり、授業中ボーっとしていることが多く、成績の急激な低下が見られる
- 教師への反抗的態度やうそを繰り返す
- 乱暴で落ち着きがない

【保護者の様子や態度】

- こどもの傷の理由を聞くと、不自然な説明をしたり話が二転三転する
- こどもとの関わりが乏しく、無関心である
- 必要以上に学校に連絡したり、こどもに過度に密着したりする
- 特定の子を他のきょうだいと著しく差別をしたり、比較ばかりする
- 保護者の価値観で行動し、こどものペースに無頓着である
- 思い通りにならないとすぐに感情的になって叱ったり、体罰を加えたりする
- わが子に「かわいくない」「この子は欲しくなかった」など拒絶的な言動がある
- こどもへの接し方がハラハラするほど乱暴である
- 学校や保育所(園)等との関わりを避けようとする(職員との面接や家庭訪問の拒否等)

(2) 保健所（保健センター）

① 役割

保健所では、妊産婦・新生児・乳幼児に関する様々な相談・訪問指導、健診・子育てに関する教室などの母子保健活動や精神保健活動の中から、虐待や不適切な育児を早期発見しやすい立場にあります。気になる家庭があれば連絡をして、その後は通告受理機関と連携して問題解決に努めましょう。

② 通告にあたって

最重度（こどもの生命の危険がありうる場合）

◆緊急通告

【通告先】

- ・警察（110）
- ・大分県中央児童相談所 城崎分室（097-579-6650）
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）
- ・子ども家庭支援センター

重度（こどもに重篤な被害が生じている場合）

◆緊急通告

【通告先】

- ・大分県中央児童相談所
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
- ・子ども家庭支援センター

虐待かな？と思ったら……

P 20「虐待の重症度判断基準表」を
参考にしてください

中度・軽度・虐待の危惧あり

◆状況把握のうえ通告

【通告先】

- ・子ども家庭支援センター
中央（097-537-5688） 月～金（8：30～18：00）
東部（097-527-2140） 月～金（8：30～17：15）
西部（097-541-1440） 月～金（8：30～17：15）
《時間外・休日の場合は（097-534-6119）へ》

通告受理機関が聞く内容

- ・P21の通告票の内容
- ・過去の対応経過や健診の内容
- ・傷などの場所や症状（P22, 23参照）
- ・身長、体重の変化（P22, 23）など

チェックシート

保健所（保健センター）用

【こどもの健康状態】

- 外傷がある（頭部や顔など体の打撲と傷、タバコの火の押し付けややけどの痕など）
- ケガをしたり、病気になっても放置されている
- 栄養不良が見られる（体重増加不良、衰弱など）
- 清潔保持が不十分である（皮膚、口腔や衣服が不潔、オムツかぶれ、ひどい湿疹、爪の汚れ、異臭など）

【こどもの精神発達・行動面の状況】

- 発達の遅れがある（運動、言葉、理解、アンバランスな発達、経験不足など）
- 表情が乏しい（無表情、うつろな目、凍てついた凝視など）
- 親子関係が確立していない（分離不安を示さない、おどおどして絶えず保護者の顔色をうかがう、保護者に甘えないなど）
- 異常行動が見られる（食物への異常な執着、異常な泣き方、他児に対する乱暴など）
- 無差別的な愛着傾向がある（誰にでも愛着を示す、面識があるのに状況が変わるとそっけない態度を示すなど）
- 性化行動がある（性的な事柄への過剰な関心、大人の性的な関係を模倣した行動など）

【保護者の様子や態度】

- こどもへの接し方が不自然である（抱こうとしない、泣いてもあやさない、関わりが少ないなど）
- こどもへのケガ、事故への配慮がない（イスに無造作に寝かせておくなど）
- 首絞め、激しく揺さぶるなど危険な行為が見られる
- 偏った育児観を持っていて、厳しいしつけをしたり、叱責が多かったりする
- こどもに対する拒絶的な発言がある（見たくない、触りたくない、かわいくない、誰かに預かって欲しい、欲しくなかった子など）
- 月齢にふさわしくない食事の与え方をしている（不適切なミルクや離乳食の与え方、酒などを与えているなど）
- 健診に育児に必要なものを持ってこない（オムツや哺乳瓶など）
- 医療機関、予防接種や健診を受けさせない（妊婦健診を含む）
- 保護者の行動を優先させる
- 家庭内にDVがある
- 保護者の精神が不安定である
- 家庭の衛生状態が悪い（物の散乱や異臭など）
- 経済的に困窮している
- 必要な諸手続きをしない、または遅い（母子健康手帳の未交付、22週以降の届出など）
- 病院受診しないまま出産するなど（自宅出産・飛び込み出産）
- 若年妊婦や未婚、望まない妊娠での出産

(3) 医療機関

① 役割

日常の診療でこどもやその保護者に接する機会のある医療機関は、虐待や特定妊婦を発見しやすい立場にあります。保護者の説明のつかないこどもの不自然な傷や病気など虐待の疑いがあると感じたときには、こどもの安全確保に努め、通告機関に速やかに通告してください。また、医師以外の病院のスタッフも受付時や、待合室などでこどもやその保護者に気になる様子があれば、注意深く観察してください。通告後は通告受理機関と連携して問題解決に向け、臨機応変な対応をお願いします。

② 通告にあたって

最重度 (こどもの生命の危険がありうる場合)

◆緊急通告

【通告先】

- ・警察 (110)
- ・大分県中央児童相談所 城崎分室 (097-579-6650)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル (189)
- ・子ども家庭支援センター

重度 (こどもに重篤な被害が生じている場合)

◆緊急通告

【通告先】

- ・大分県中央児童相談所
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
- ・子ども家庭支援センター

虐待かな?と思ったら……

P 20 「虐待の重症度判断基準表」を
参考にしてください

中度・軽度・虐待の危惧あり

◆状況把握のうえ通告

【通告先】

- ・子ども家庭支援センター
- 中央 (097-537-5688) 月～金 (8:30～18:00)
- 東部 (097-527-2140) 月～金 (8:30～17:15)
- 西部 (097-541-1440) 月～金 (8:30～17:15)
- 《時間外・休日の場合は (097-534-6119) へ》

通告受理機関が聞く内容

- ・P21の通告票の内容
- ・医師による傷、病気等の確認、カルテによる過去の傷、病気等の内容 (P22, 23参照)

(留意点)

- 傷やあざなどの写真撮影が可能な場合は、写真に残す。

チェックシート

医療機関用

【こどもの身体的所見】

- 皮膚の外傷がある（多数の皮下出血や打撲、縛ったような手足の輪状の傷等の痕など）
- やけどがある（たばこの火痕、アイロン・熱湯のやけど痕など）
- 骨折がある（頭蓋骨骨折、多発性の骨折、肋骨・捻転・鼻骨骨折など）
- 頭部に異常がある（頭蓋内出血、乳幼児揺さぶり症候群、意識障害など）
- 目に異常がある（眼球の損傷、前眼房・眼底の出血など）
- 耳に異常がある（鼓膜の破裂など）
- 口腔に異常がある（口腔内に哺乳瓶やスプーンなど力ずくで突っ込まれたような歯肉や舌の小さな凝血と口唇小帯の微細な裂傷の痕など）
- 内臓に異常がある（内臓損傷、内臓破裂、薬物中毒など）
- 性器や肛門に異常がある（性器、肛門、その周辺に外傷及び傷痕など）
- 身体に異常がある（低身長、栄養不良、脱水症、不潔な肌、痙攣など）
- 妊娠をする（小・中学生といった若年者など）

【こどもの精神的所見】

- 発達の遅れがある（運動、精神、言語の遅れなど）
- 心身症がある（円形脱毛、チック、胃潰瘍など）
- 親の顔色をうかがうなど極端なおびえや情緒不安定がある
- 食行動の異常がある（過食・盗食・拒食）
- 無感動・無表情である（他者への関心が低いなど）
- 親子関係が希薄である（親への執着がない、甘えないなど）

【保護者の様子や態度】

- あいまいで矛盾した説明をする
- 発症してから受診するまでの時間がかかり過ぎている
- こどもの症状の程度、予後や治療方法について関心を持たない
- こどもに入院が必要なのに入院させなかったり、入院させてもすぐ連れて帰ってしまう
- 理由もなくこどもに付き添わなかったり、面会は短時間でこどもと接触しない
- こどもの外来通院を中断したり、転院を繰り返す
- 妊婦健康診査に理由や連絡もなく来なくなる
- 家族問題（妊娠を周囲に知られたくない、DV被害など）、金銭問題（出産費用がないなど）、精神的問題（育児に自信がない、精神疾患など）といった多岐にわたる悩みを抱えている
- 必要な諸手続をしない、または遅い（母子健康手帳の未交付、22週以降の届出など）
- 病院受診しないまま出産するなど（自宅出産・飛び込み出産）

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員

① 役割

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域に密着した活動により、地域の人々、こどもやその家族からいろいろな相談を受け、その中から虐待を発見しやすい立場にあります。地域のこどもたちの様々な情報をキャッチできるように、日常的にアンテナをはり、虐待の疑いのある情報を得たときは、速やかに通告（相談）してください。

② 通告にあたって

最重度（こどもの生命の危険がありうる場合）

◆緊急通告

【通告先】

- ・警察（110）
- ・大分県中央児童相談所 城崎分室（097-579-6650）
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）
- ・子ども家庭支援センター

重度（こどもに重篤な被害が生じている場合）

◆緊急通告

【通告先】

- ・大分県中央児童相談所
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
- ・子ども家庭支援センター

虐待かな？と思ったら……

P20「虐待の重症度判断基準表」を参考にしてください

どこに通告していいかわからない、
どうしていいかわからないときは、
子ども家庭支援センターに連絡して
ください。

中度・軽度・虐待の危惧あり

◆状況把握のうえ通告

【通告先】

- ・子ども家庭支援センター
- 中央（097-537-5688） 月～金（8：30～18：00）
- 東部（097-527-2140） 月～金（8：30～17：15）
- 西部（097-541-1440） 月～金（8：30～17：15）
- 《時間外・休日の場合は（097-534-6119）へ》

こどもに確認して欲しいこと

（保護者が近くにいるときは無理に話しかけないで、情報の収集をしてください）

①聴く内容

（聴ける範囲で。聴き方はP18、19参照）

- ・こどもの名前・年齢・住所
- ・保育所（園）、幼稚園、学校 など

②目で確認する内容

- ・傷があればその状況・服装 など

（留意点）

- 情報収集にあたり、そのこどもや家庭を傷つけるような噂がたつことのないように十分に配慮をする。
- 保護者との信頼関係が十分でない状況で、家庭を訪問したり、保護者を指導したりすることは避ける。

チェックシート

民生委員・児童委員、主任児童委員用

【こどもの状況】

- 不自然な傷やあざ、やけどの痕がある
- 皮膚のただれや汚れがあり、不衛生な服装をしている
- 身の丈や季節に合わない服を着ている
- いつも同じ服を着ている
- 表情や反応が乏しく、笑顔が少なかったり、顔色が悪い
- 食物への執着が強い、又は、食欲がなく無気力である
- 空腹を満たすため万引きをしてしまう
- 家に帰りたがらない。家出を繰り返す
- 言葉が乱暴である
- 保育所（園）・幼稚園・学校に行く姿を見かけない
- 年齢相応の基本的生活習慣が身に付いていない
- 物を壊したり・人のものを取り上げるなど悪質ないたずらを重ねる
- 質問に対して不自然な答えが多い

【保護者の様子や態度】

- こどもの健康・安全への配慮がない
- こどもを家に残して、夜遅くまで帰ってこない
- 極端に偏った教育観・育児観がある
- しつけが厳しすぎる
- 養育に対して拒否的である
- 食事を与えていない
- 家庭の衛生状態が悪い（物の散乱、異臭）
- 夫婦関係や家庭の経済状態が悪い
- 身近に支援者がいない
- 地域・親族等との交流がなく、家庭が孤立している
- アルコールやギャンブルへの依存傾向がある
- 心身の病気がある
- 内縁関係など、同居異性がいる
- 転居を繰り返す

● ● ● 第 4 章 ● ● ●

ヤングケアラー
対応マニュアル

1 ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」とされています。

ヤングケアラーの具体例として以下のような事例があります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

■ 2 ヤングケアラーであることの子どもへの影響 ■

子どもが家事や家族の世話をすることは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、責任や負担の重さにより、以下のような影響が出てしまうことがあります。

主な影響の例



家事・手伝いで遅刻や早退



成績に影響がでたり…



からだに不調がでたり…



授業に集中できなくなったり…



こころの不調や悩みごとが増える

勉強に取り組むことや友人と遊ぶことなど、こどもらしく過ごすことができず、年齢相応に自身の将来のことを考えられなくなってしまう可能性があります。

また、家族に負担をかけないよう、こども自身の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったり、長期化することで自立ができなくなってしまう可能性もあります。

3 ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート

(1) ヤングケアラーの早期発見

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、こども本人や家族が「ヤングケアラー」であることを認識していないといった理由から、問題が表面化しにくい構造となっています。

そのため、支援を行うにあたり、様々な機関・部署の担当者が「ヤングケアラーである可能性」を念頭に置いた上でアセスメントを行い、多様な視点からヤングケアラーを発見・把握していくことが重要です。

アセスメントを行う際は、添付しているアセスメントシートを活用してください。

(2) アセスメントシート活用における注意点

アセスメントシートの項目だけで、全てのヤングケアラーを把握できるわけではありません。また、項目に該当するからといってヤングケアラーだと断定することもできません。ヤングケアラーであるか、支援を必要としているかは、こどもや家庭の状況を総合的に判断する必要があります。

しかし、第三者でも気付けるこどもの様子からヤングケアラーの特徴を確認することで、ヤングケアラーの可能性を早期発見・把握し、支援につなげていくためにアセスメントは重要です。アセスメントシートを活用していただき、ヤングケアラーの早期発見に努めてください。

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

0. こども本人の基本情報	初回作成日 年 月 日
性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他 () 年齢 () 歳	最終更新日

1. 本来守られるべき「こどもの権利」が守られているか —こどもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のあるこどもを発見するために—

①健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している	
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している	
<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた	
<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた	
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装をしている)	
<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない	
<input type="checkbox"/> 虫歯が多い	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

②教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★	
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかわりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

③こどもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> こどもだけの姿をよく見かける	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/>	

※「★」がついている項目は、ヤングケアラーである可能性が高い特徴として示している。

2. 家族の状況→「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成(同居している家族)	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい()人	<input type="checkbox"/> その他()
②サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 特にない	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障がいがある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患(疑い含む)がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他()
③こどもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特にしていない	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 家族への感情的なサポート等	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳(日本語・手話)	<input type="checkbox"/> その他()

3. ヤングケアラーであるこどもの状況→サポートの実態を確認

①こどもがサポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい	<input type="checkbox"/> 家族全体
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>
②こども自身がサポートに費やしている時間	
1日	時間程度
③家庭内にこども本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いる → 誰か:	<input type="checkbox"/> いない

4. こども本人の認識や意向→こども自身がどう思っているかの確認

①こども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している	<input type="checkbox"/> 認識していない
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている → 誰に:	<input type="checkbox"/> 話せていない
③こども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いる → 誰か:	<input type="checkbox"/> いない
④こども本人がどうしたいと思っているか(想い・希望)	

参考元:「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング

4 実際に相談を受けた・発見した場合の対応例

以下の①～④を参考に、関係者で情報共有・整理し、対応してください。

① ヤングケアラーの疑い・発見

関係者が、こどもから家族のケアに関する話を聞いたり、家族との面談でヤングケアラーである兆候を発見。

- 【例】
- ・精神的な不安定さが見られる。
 - ・学校の提出物が遅れる。
 - ・家のことを手伝っている、手伝わせている発言がある。

※民生委員・児童委員等が、ヤングケアラーを疑うケースを発見した場合は、すぐに子ども家庭支援センターに連絡してください。

② 情報収集・事実確認・課題の整理（可能であれば）

こども本人や家族への面談などで事実確認を行い、関係者で家庭内の課題の整理を行う。（組織であれば内部で情報を共有）

- 【例】
- ・ケアやサポートが必要な家族は誰か、どの程度必要か
 - ・保護者の状況（経済的な困窮、生活・養育能力、多忙）
 - ・こどもが担っているケアの内容は何か、費やす時間はどの程度か、こども自身の影響が見られるか。

③ 対応の検討・支援の実施

関係者で当該ケースに対して、どういった対応ができるか検討し、職域の可能な範囲で支援を行う。

- 【例】
- ・学校生活に支障が出ている点について、保護者へアプローチ（家庭訪問・保護者面談など）を行う。
 - ・こどもに対して積極的な声掛けや見守りを行う。
 - ・利用中の福祉サービスの見直し、他のサービスの検討を行う。

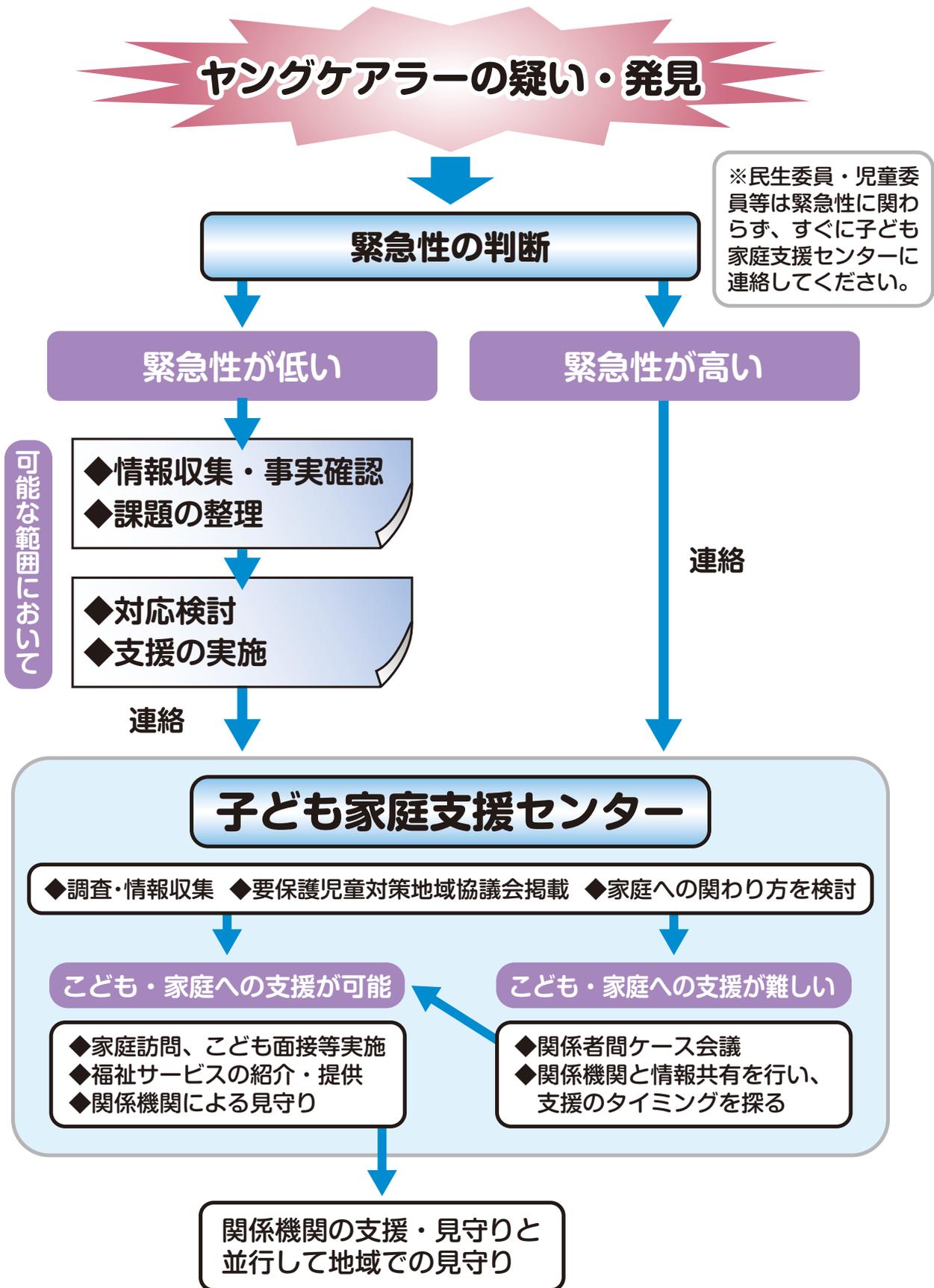
④ 子ども家庭支援センターへの連絡

①～③の対応にあたり、当該ケースについて迷うことや相談したいこと、行政機関と連携した支援を行いたい場合も含め、子ども家庭支援センターへ連絡する。

※必要に応じて、こども本人に対し、子ども家庭支援センターに直接相談できることを案内してください。

※ヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会で情報を共有するため、子ども家庭支援センターに連絡してください。

ヤングケアラーの疑い・早期発見と報告後の流れ



5 ヤングケアラーに接するときの注意点

(1) こども本人に自覚がないこと

ヤングケアラーへの支援の難しさの1つに、こども本人やその家族が「支援が必要な状況であること」を認識していない場合があり、外部の機関が家庭に介入することに抵抗感を持つことがあります。

そのため、まずは支援を受けることに納得ができるよう、こども本人が置かれている立場に配慮し、丁寧に説明することから始める必要があります。

(2) 家族のケア（世話）をしていることを否定しないこと

こども本人は、ケアすることが当たり前だと思っていたり、周囲の期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。ケアを行っていること自体を否定したり、逆に過度に評価するのではなく、こども本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めている」、「もっと自分のことを優先してほしい」ことを伝え、他の選択肢もあると示すことが重要です。

また、ヤングケアラーを支援する側が、ヤングケアラーという状態にさせている親や家族に対して否定的な態度をとったり、親や家族を追い込むような非難や支援をすることで、こども自身も苦しめる可能性があります。「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう、十分留意してください。

(3) 個人情報保護に留意すること

支援を受ける必要性は理解していても、「支援を受けること」に抵抗がある人もいます。また、「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない人もいます。

ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、こどもやその家族が周囲から偏見を持たれないよう、十分配慮した対応が必要です。

また、こどもが周囲に相談したことを家族に知られたくない場合がある点にも留意する必要があります。

6 ヤングケアラーと子ども虐待との関係

ヤングケアラーがいる世帯において、ケアが必要となっている状況が、子ども虐待（特にネグレクト）に該当している場合もあります。

- 【例】
- ・小学生が保護者不在のなか、乳幼児の世話をしている
 - ・小学生が時々掃除を担っているが、床に危険物などが落ちており、他のきょうだい誤飲する可能性がある。
 - ・他のきょうだいの世話をしないと叩かれる。

このような複合的状況に該当する場合、まずは児童虐待防止法に基づく「児童虐待への対応」が優先されます。

ネグレクトは生活習慣の要素があるため、身体的なものと比較して子ども自身が「虐待」ということに気づきにくいという特徴があります。

また、虐待の被害者であり、ヤングケアラーでもある場合、子ども自身が置かれている状況に違和感を持っていても、親やケアをする相手をかばったり、周囲を気遣って、自分では言いだせない子どもも多いと言われています。虐待が疑われる場合や今後虐待に発展する可能性のある家族を発見した場合には、子ども家庭支援センターや大分県中央児童相談所に通告・相談してください。

《相談先》

- 大分市中央子ども家庭支援センター ☎097-537-5688
- 大分市東部子ども家庭支援センター ☎097-527-2140
- 大分市西部子ども家庭支援センター ☎097-541-1440
- 大分県中央児童相談所城崎分室 ☎097-579-6650
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）
- 大分県ヤングケアラー相談窓口 ☎097-546-1451

参考元：姫路市「ヤングケアラー支援マニュアル」 久留米市「ヤングケアラー支援の手引き」

● ● ● 資料編 ● ● ●

(1) 大分市子ども条例

(平成 23 年 3 月 16 日条例第 1 号)

前文

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にすする心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさととおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第 3 条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。

- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。

- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第 2 章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第 4 条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

- 2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にすするよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第 5 条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第 6 条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第 3 章 関係者の役割

(家庭の役割)

第 7 条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心をもち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にすする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第 8 条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の

整備及び相互の連携を推進すること。

- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に係る部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家

庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実に努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（平成12年5月24日法律第82号）

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を

現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- (2) 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
 - (1) 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - (2) 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - (3) 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第25条の8第3号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
 - (4) 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養

育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第21項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

第13条の2 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第13条の3 市町村は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第19条第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に図る等必要な施策を講じなければならない。

（資料又は情報の提供）

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（親権の行使に関する配慮等）

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第15条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（3）児童福祉法（抜粋）

（昭和22年12月12日法律第164号）

（児童の福祉を保障するための原理）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（児童育成の責任）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢

及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- 2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- 3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(児童)

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

(妊産婦)

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

(保護者)

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(市町村の業務)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

(必要な支援を行うための拠点の整備)

第10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

2 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

3 こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行

うに当たって、次条第1項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第10条の3 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であって、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

- 2 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 3 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（要支援児童等の情報提供）

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（要保護児童発見者の通告義務）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（要保護児童対策地域協議会）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉

に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（資料又は情報の提供）

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

（秘密保持）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

（状況の把握）

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条第1項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

（児童の一時保護）

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心

身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- 3 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。

（児童相談所長の権限等）

第33条の2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- 2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

（児童福祉施設の長の親権等）

第47条

- 3 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する内閣府令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

（4）母子保健法（抜粋）

（昭和40年8月18日法律第141号）

第3章 こども家庭センターの母子保健事業

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第10条の

2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
 - (2) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
 - (3) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
 - (4) 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第9条の2第2項の支援を行うこと。
 - (5) 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。
- 2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第9条の指導及び助言、第9条の2第1項の相談並びに第10条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第21条の11第1項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第2項のあっせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

相談機関一覧表

機関名		電話番号	主な相談内容	利用時間等								
大	子ども家庭支援センター	中央子ども家庭支援センター	子どもに関する相談全般、虐待相談等	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談(予約制)	8:30~18:00						
		東部子ども家庭支援センター	配偶者からの暴力(DV)の相談		電話相談 面接相談(予約制)	8:30~17:15						
		西部子ども家庭支援センター	子どもに関する相談全般 虐待相談等	第2・第4月曜を除く毎日		電話相談 面接相談	9:30~17:00					
		地域子育て支援室(ファミリーパートナー)	電話や面接による育児相談や各種子育てに関する情報の提供。									
分	子育て交流センター	中央こどもルーム	親同士の仲間づくり、育児の悩み相談。	第2・第4月曜を除く毎日	電話相談 面接相談	9:30~17:00						
		子育てファミリー・サポート・センター	子育てを援助したい人と援助をしてもらいたい人の相談。									
		にこにこルーム	発達が緩やかな子どもたちの親子での通所や相談。									
		中央保健センター	乳幼児の健康・発育、発達等の子育て相談、妊娠・出産、心の相談									
市	保健所	東部保健福祉センター	乳幼児の健康・発育、発達等の子育て相談、妊娠・出産、心の相談	土・日・祝日を除く毎日	電話・窓口相談	8:30~17:15						
		西部保健福祉センター	乳幼児の健康・発育、発達等の子育て相談、妊娠・出産、心の相談		面接相談(予約制)	9:00~16:30						
		大分市教育センター 教育相談・特別支援教育推進室(エデュ・サポートおおいた)	いじめ・不登校等および特別支援教育に関する相談		電話相談 受付	月~金 9:00~17:30 土 9:00~16:45						
そ	大分県子ども・女性相談支援センター	大分県中央児童相談所 城崎分室	18歳未満の子どもに関する専門的相談 児童虐待や要保護児童などに関する相談	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談(予約制)	8:30~17:15 緊急時24時間対応						
		いつでも子育てほっとライン	子育てに関するあらゆる相談				年中無休	電話相談	24時間対応			
の	女性相談支援センター	女性相談支援センター	女性の問題全般に関する相談 DVなどの相談	年中無休	電話相談	平日 9:00~21:00 土・日・祝日 13:00~17:00 18:00~21:00						
						土・日・祝日を除く毎日	面接相談(予約制)	9:00~17:00				
他	こころとからだの相談支援センター	こころとからだの相談支援センター	精神保健福祉に関する相談(こころの健康、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり等に関する相談)	土・日・祝日を除く毎日	電話相談	8:30~12:00 13:00~17:00						
					面接相談(完全予約制)	9:00~17:00						
関	大分っ子フレンドリーサポートセンター (大分県警察本部人身安全・少年課)	大分っ子フレンドリーサポートセンター	非行等のこどもの相談全般	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談(予約制)	9:00~17:45						
							大分中央警察署	子どもの相談・保護 DVの相談・保護	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談	9:15~18:00 緊急時24時間対応	
												大分東警察署
係	大分地方事務局	「みんなの人権110番」 (人権擁護課)	人権問題全般についての相談	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談	8:30~17:15						
		「子どもの人権110番」	いじめ、不登校、体罰 その他こどもの人権相談		電話相談							
		「女性の人権ホットライン」	夫やパートナーからの暴力や、セクハラ、ストーカー等の相談									
機	大分県弁護士会 子どもの権利委員会	大分県弁護士会 子どもの権利委員会	こどもの権利に関することに限る(例：いじめ、児童虐待)	祝日を除く 毎週水曜日	電話相談	16:30~19:30						
				LINE ID: @fc10219t	祝日を除く 第2・第4水曜日	LINE相談	16:30~19:30					
関	大分県弁護士会 法律相談センター	大分県弁護士会 法律相談センター	法律全般に関する相談	日・祝日を除く 毎日	面接相談 (完全予約制・ 原則有料)	月 9:30~11:30 14:00~16:00 18:00~20:00 火・木 14:00~16:00 水 14:00~16:00 18:00~20:00 金 9:30~11:30 14:00~16:00 土 10:00~12:00						

機 関 名		電話番号	主な相談内容	利用時間等		
そ の 他 関 係 機 関	法テラス大分	050-3383-5520	一般相談（クレサラ、離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産などの民事全般）	土・日・祝日 を除く毎日	情報提供 面接相談 (予約制)	10:00~16:00 火・水・木 9:30~11:30 13:30~15:30
	法テラス サポートダイヤル	0570-078374		日・祝日を除 く毎日	情報提供	9:00~21:00 土 9:00~17:00
	おおいた妊娠ヘルプセンター	0120-241-783 ninsin-783@ sage.ocn.ne.jp	妊娠や出産、子育てに関連する相談	水~日曜	電話相談 面接相談(予約制) メール相談	11:30~19:00
	大分県消費生活・男女共同参画 プラザ「アイネス」	097-534-8874	女性が抱えている悩みに関する相談 夫婦関係（離婚、DV）等	土・日・祝日 を除く毎日	電話相談 面接相談 (予約制)	9:00~16:30
	おおいた性暴力救援センター すみれ	097-532-0330 #8891	性犯罪・性暴力被害に関する相談	年中無休	電話相談 面接相談(予約制) メール相談 (ホームページから)	9:00~20:00 夜間(20:00~翌9:00) 土・日・祝日・年末年始はコールセンター 対応、メール相談HP
	児童家庭支援センター ゆずりは	097-574-8525	こどもに関する相談全般	年中無休	電話相談 面接相談 (予約制)	24 時間対応
	大分少年鑑別所 (法務少年支援センター大分)	097-538-4152	非行、いじめ、家庭内暴力、交友関係、引きこもり、しつけなどの相談	土・日・祝日 を除く毎日	電話相談 面接相談 (予約制)	9:00~17:00
	大分市社会福祉協議会 (大分市自立生活支援センター)	097-547-8319	経済的な問題、就労の問題、その他、生活にお困りの方に関する相談	月曜~土曜 (第2、第4 月曜日、祝日 は除く) ※第2、第4 月曜日が祝日 の日は開館 し、翌日が閉 館日	電話相談 面接相談	9:00~18:00

子ども家庭支援センター

■中央子ども家庭支援センター

場 所 大分市城崎町 2-3-4
 (大分市庁舎城崎分館 2 階)
 電話番号 097-537-5688
 開所時間 8:30~18:00
 (土・日・祝日を除く)
 担当エリア (中学校区)
 上野ヶ丘・王子・大分西
 南大分・城南・滝尾・城東・原川・明野・碩田

■東部子ども家庭支援センター

場 所 大分市東鶴崎 1-2-3
 (鶴崎市民行政センター 1 階)
 電話番号 097-527-2140
 開所時間 8:30~17:15
 (土・日・祝日を除く)
 担当エリア (中学校区)
 鶴崎・大東・東陽・大在・坂ノ市
 神崎・佐賀関

■西部子ども家庭支援センター

場 所 大分市大字玉沢 743-2
 (植田市民行政センター 1 階)
 電話番号 097-541-1440
 開所時間 8:30~17:15
 (土・日・祝日を除く)
 担当エリア (中学校区)
 戸次・吉野・竹中・判田・植田
 植田東・植田西・植田南・賀来・野津原

時間外・休日の場合は…
 大分市役所 097-534-6119



大分県中央児童相談所 城崎分室

場 所 大分市城崎町 2-3-4
 (大分市庁舎城崎分館 4 階)
 電話番号 097-579-6650
 開所時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
 ※緊急時 24 時間対応
 担当エリア 大分市内全域

(児童相談所全国共通ダイヤル)

電話番号 189 (無料)
 (いちはやく)



こども虐待・ヤングケアラー 対応の手引き

令和6年4月発行

編集・発行 大分市子どもすこやか部
福祉事務所子育て支援課
〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
TEL 097-534-6111（代表）

